

選挙権年齢が18歳以上に



第24回参議院議員通常選挙

投票日 **7月10日(日)**

投票時間 **7時から20時まで**

大事な投票、忘れずに!



- 投票できる方 など
- 投・開票速報サービス
- いろいろな投票方法
- 投票所
- 公職選挙法改正のお知らせ
- 投票立会人を募集しています

参議院埼玉県選出議員選挙 参議院比例代表選出議員選挙

【投票日】 7月10日(日)
【投票時間】 7時から20時まで

投票は私たちの大切な権利です。必ず投票しましょう。

問合先 選挙管理委員会

投票できる方

〔年齢要件〕

平成10年7月11日までに生まれた方

〔住所要件〕

平成28年3月21日までに市の住民基本台帳に登録され、市の選挙人名簿に登録されている方

① 転出した方の投票

平成28年3月21日以前に他の市町村に住所を移した場合、転出先の市町村の選挙人名簿に登録されると、その登録地で投票します。

② 転入した方の投票

平成28年3月22日以降に転入した方で、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住

所地の投票所で投票します。

市内で転居した方の投票

6月6日(月)までに転居の届出(市内で住所を変更すること)をした方は、転居先の投票所で投票できますが、6月7日(火)以降に転居の届出をした方は、転居前の投票所で投票します。

投票所入場整理券は郵送

投票所入場整理券は公示日(6月22日(水))以降、選挙人ごとに郵送します。記載内容をよく確認し、入場整理券を切り離して投票日に投票所へお持ちください。

投票所入場整理券に点字シート(入場整理券である旨が記載

されているもの)の貼付を希望される方は、6月20日(月)までに市選挙管理委員会へご連絡ください。

投票所入場整理券が届かないとき・紛失したとき

郵送した投票所入場整理券が届かないときや紛失したときは、投票日に指定の投票所で再交付を受け、投票します。再交付の際には、本人確認ができる書類(運転免許証など)を持参し、受付に申し出てください。

投票は2種類

①参議院埼玉県選出議員選挙
投票所の投票用紙記載台に候補者の氏名を掲示していますの

で、よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者一人の氏名をはつきりと記入してください。

②参議院比例代表選出議員選挙

投票所の投票用紙記載台に候補者名と政党名を掲示していますので、よく確かめて、投票用紙の所定欄に候補者名または政党名をはつきりと記入してください。

選挙公報

各候補者の考えや各政党の政策などを掲載した選挙公報を7月8日(金)までに新聞折り込みでお届けします。

また、選挙公報は、市役所や市民センターなどにも用意しますので、新聞を購読していない

第6投票所 鶴ヶ島海洋センター	第5投票所 南市民センター	第4投票所 東市民センター	第3投票所 大橋市民センター	第2投票所 西市民センター	第1投票所 鶴ヶ島第一小学校

いろいろな投票方法

○期日前投票

投票は、選挙の当日、投票所で投票するのが原則ですが、仕事、旅行などの事情により投票日に投票所へ行けない方や、病気、出産などで入院予定の方は、投票日前に期日前投票ができます。

◆期間 6月23日(木)～7月9日(土)

◆時間 8時30分～20時

◆投票場所 市役所1階102会議室

◆持ち物 投票所入場整理券(届かない場合はなくても可。この場合は、運転免許証など本人確認ができる書類をお持ちください。)

○代理投票

身体の障害などによって自分で文字を書くことのできない方は、係員に申し出てください。係員が本人に代わって本人の申し出た候補者の氏名を代筆します。書かれた候補者名は他に漏れることはありませんので、安心して申し出てください。

○点字投票

目の不自由な方には、点字器と点字投票用の投票用紙を用意しています。投票所で係員に申し出てください。

○出張時などの不在者投票

◆対象 国内での出張などで投票日に投票所へ行けない方

◆方法 市選挙管理委員会に直接または郵便で、不在者投票宣誓書兼請求書により投票用紙を請求してください(FAXや電子メールでの請求はできません)。最寄りの選挙管理委員会で投票することができます。

○郵便による不在者投票

◆対象 身体に重度の障害のある方などで市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けている方

◆方法 「郵便等による不在者投票用紙等請求書」に「郵便等投票証明書」を添えて、直接または郵便で市選挙管理委員会へ投票用紙を請求し、自宅などで投票することができます。「郵便等投票証明書」の交付を受けていない方は、早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

なお、請求書は、7月6日(水)までに市選挙管理委員会に到着するようにお願いします。

○病気などで入院中の投票

入院している病院などが都道府県の選挙管理委員会の指定する施設であれば、病院などに申し出て、その場所で投票することができます。市内の指定施設は、次の5施設です。

◆鶴ヶ島池ノ台病院 ◆関越病院 ◆特別養護老人ホーム「清光苑」

◆介護老人保健施設「鶴ヶ島ケアホーム」

◆特別養護老人ホーム「みどりの風鶴ヶ島」

日時 7月10日(日)20時45分～
場所 鶴ヶ島中学校体育館
※参観人は人数制限があります。

開票

世帯や折り込みもれなどで選挙公報が届かない場合はこれらの施設でお取りいただくか、市選挙管理委員会へ連絡してください。

投・開票速報サービス

○市ホームページ

<http://www.city.tsurugashima.lg.jp/>



○テレホンサービス

☎049・271・6015

※テレホンサービスによる速報は24時までとなります。

◆投票速報

(参議院埼玉県選出議員選挙投票区別投票数と投票率)

7月10日(日)9時ごろから

◆開票速報

(候補者等得票数と開票率)

7月10日(日)22時ごろから

※選挙のお知らせを市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

【注意】

陣中見舞として候補者に飲食物(酒・ビールなど)を贈ることは、法律で禁止されています。

第12投票所 藤中学校	第11投票所 富士見中学校	第10投票所 南小学校	第9投票所 富士見市民センター	第8投票所 藤小学校	第7投票所 長久保小学校

公職選挙法改正のお知らせ

(施行日：平成28年6月19日)

選挙権年齢が 18歳以上になりました

日本は少子高齢化社会、人口減少社会を迎えています。この状況において、将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために、選挙権年齢が、満20歳以上から満18歳以上に引き下げられました。実に70年ぶりの改正となります。

この改正によって、より早くから選挙権を持つことにより、社会の担い手であるという意識を若いうちから持つてもらい、主体的に政治に関わる若者が増えることが期待されています。

大切な一票 ぜひ投票を

若者の投票率が低くなると、若者の声は政治に届きにくくなってしまいます。その結果、若

者に向けた政治が実現しにくくなったり、実現するのに時間を要したりする可能性があります。

大切な一票を無駄にしないよう、投票に行きましょう。

選挙人名簿登録制度が 改正されました

選挙は、選挙権を有していても、選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。また、登録要件を満たしていても、登録基準日前に転出してしまうと、新旧どちらの住所地の選挙人名簿にも登録されないケースがありました。そうした方が投票をすることができるよう、次のように登録制度が改正されました。

改正内容

前住所地で住民票の登録期間が3か月以上あり、そのまま居住していれば登録されたであろう方について、転出直後の定時登録または選挙時登録の際に、前住所地で登録を行います(転出後4か月を経過した者を除く)。

次のケースでは、これまで新住所地で住所要件(登録基準日に住民票が作成されてから引続き3か月以上住民基本台帳に登録されていること)を満たすまで選挙人名簿に登録されませんでした。要件を満たしていた前住所地において登録されるようになりました。

○前住所地における住民票の登録期間が3か月以上である17歳の方が選挙人名簿に登録される前に転出をし、新住所地におい

て18歳となったが、新住所地における住民票の登録期間が3か月未満である場合

○前住所地における住民票の登録期間が3か月以上である18歳以上の方が選挙人名簿に登録される前に転出をし、新住所地における住民票の登録期間が3か月未満である場合

投票立会人を 募集しています

多くの皆さんに政治や選挙に関心をもっていただき、選挙をもっと身近なものに感じてもらえるよう、投票立会人の登録者を募集しています。

投票立会人とは、有権者の代表として、投票が公正・適正に行われているかを見守る方です。

要件 市の選挙人名簿に登録されている方

応募方法 「投票立会人登録申込書」に必要事項を記入のうえ、持参により、市選挙管理委員会に提出してください。登録申込書は、市役所3階の選挙管理委員会に備えておくほか、ホームページからダウンロードができます。

